

田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狩猟免許（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第1項に規定する狩猟免許をいう。以下同じ。）の取得促進を図ることにより、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに、農作物被害の減少に寄与することを目的として、田原市狩猟免許取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、在勤し、又は在学する者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 愛知県が行う狩猟免許の試験に合格した者
- (4) 本市において有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度に狩猟免許を取得した場合における当該狩猟免許の取得に要する経費のうち、狩猟免許取得講習会の受講料を対象とする。

(補助金額)

第4条 交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、補助対象経費に要した額とし、7千円を限度する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許が交付された日から起算して30日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 狩猟免許を取得したことを証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類を審査し、当該申請を適当と認めたときは、交付の決定及び補助金額の確定（以下「交付決定等」という。）をし、田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定等に当たり、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 補助金の交付年度以降において1年間、有害鳥獣の捕獲活動に1回以上従事し、その活動状況について翌年度の3月31日までに市長に報告すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。
(交付決定等の辞退)

第7条 交付決定等を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定等を辞退しようとするときは、田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定等辞退届（様式第3号）により市長に申し出るものとする。
(交付)

第8条 補助事業者は、交付決定等を受けたときは、直ちに田原市狩猟免許取

得支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定等を受けたとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

（返還）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定等を取り消す場合で、既に補助金が交付されているときは、当該交付した額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

- 3 前項に規定する期間内に返還しないときは、田原市補助金交付要綱第13条第1項の規定に準じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

年度田原市狩猟免許取得支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得狩猟免許の種類（該当するものに を入れてください）
 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許 わな猟免許 網猟免許

- 2 免許取得年月日 年 月 日

- 3 補助対象経費実績額 金 円

- 4 補助金交付申請額 金 円

- 5 添 付 書 類
 - (1) 狩猟免許を取得したことを証明する書類の写し
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった田原市狩猟免許取得支援事業補助金については、下記のとおり交付を決定し、及び補助金額を確定したので通知します。

記

1 資格取得年月日 年 月 日

2 補助金交付決定額兼確定額 金 円

3 補助金の交付条件

補助金の交付年度以降において1年間、有害鳥獣の捕獲活動に1回以上従事し、その活動状況について翌年度の3月31日までに市長に報告すること。

様式第3号（第7条関係）

田原市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定等辞退届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けた田原市狩猟免許取得支援事業補助金について、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

辞退の理由

様式第4号（第8条関係）

田原市狩猟免許取得支援事業補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

年度田原市狩猟免許取得支援事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

| | | |
|-------|--------------------------|----------|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 信用組合 農協 | 本店 支店 |
| 預金種別 | 普通・当座 | |
| 口座番号 | | |
| ふりがな | | |
| 口座名義人 | | |